



特定鉱物に係る試掘権の延長許可及び鉱業権に係る事業着手延期・事業休止認可の運用の改正について

執筆者: 紺野 博靖、大槻 由昭

1. 本年4月1日に施行された本改正

今般の、特定鉱物¹に係る試掘権の延長許可及び、鉱業権に係る事業着手延期・事業休止認可の運用に関する経済産業省の審査基準等の改正(以下「本改正」という。)は、昨年8月16日に公示され、同月28日付けでパブリックコメントに付された。その後、本年4月1日付けで本改正の効力が発生している。なお、本改正の経緯については、昨年8月の同省発表にかかる公告文²を参照されたい。

2. 試掘権の延長許可の運用見直し～探鉱計画の策定・文献調査の限界について～

鉱業法に基づく試掘権については、周知のとおり、その存続期間が原則2年間(石油・天然ガスは4年)で、2回(1回ごとに2

¹ 特定鉱物とは、以下の鉱物を言う(鉱業法第6条の2、同条の鉱物を定める政令)

- ① 石油、可燃性天然ガス
- ② 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び比重石
- ③ 海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱
- ④ アスファルト

² <http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000163252>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

年)に限り延長が認められている(鉱業法第 19 条)。かかる試掘権の延長の許可要件について、鉱業法上は、①誠実に探鉱をした事実が明らかであること、②鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があること、③鉱区税の滞納をしていないという要件を定めているところ、平成 28 年 7 月の経済産業省の資源・燃料分科会の中間論点整理(以下「中間論点整理」という。)において、「石油・天然ガス等の特定鉱物について、国内資源の開発をより一層進める観点からは未稼行割合の高止まりは望ましいことではなく、むしろ開発主体(鉱業権者)の新陳代謝や開発活動を促すことが重要である」という指摘がなされていた。

かかる中間論点整理の指摘を受けて、本改正においては、特定鉱物に係る試掘権の延長許可の審査において、事業者が提出している事業計画書に基づき誠実に探鉱活動を行っているかという点について確認すべきことが定められた。ただし、特定鉱区制度を導入した平成 23 年の鉱業法改正前に設定または出願がなされた試掘権については、当該試掘権の延長許可申請時に試掘に至るまでの探鉱計画を策定することとし、当該探鉱計画が策定されている場合においては、探鉱計画に基づき誠実に探鉱活動を行っているかを確認すべきものとされている。

さらに、上記と同様の趣旨で、文献調査のみを実施したものについては試掘権の延長理由として認めないという原則についても、本改正で導入されている。すなわち、「試掘権の延長許可は、本来 4 年で消滅しうる排他的な開発権利を延長しようとするものであることを踏まえ、探鉱段階が文献調査などの現場作業を伴わない段階に留まっている場合には、延長を許可しない」とされた。ただし、地質データの解釈作業や取得データのコンパイル作業など探鉱手順において通常必要と考えられる机上作業が客観的に進捗している場合には、別途の考慮をするものとされている。

3. 鉱業権に係る事業着手延期・事業休止認可の運用見直し～「順次開発」の限界について～

次に、前記中間論点整理での指摘を受けて、鉱業権に係る事業着手延期及び事業休止認可に係る運用の見直しについても、本改正に盛り込まれている。これは特に、前記の中間論点整理において、鉱業権に係る事業着手延期・事業休止の理由として多くを占める「順次開発」について、「周辺鉱区の稼行実績等を踏まえつつ、現下の資源開発を取り巻く情勢に照らして合理的であり、真にやむを得ない理由として適当であるかどうか検討されるべきである。」との指摘を受けたものである。なお、「順次開発」とは、他の鉱区の稼行を優先して、当該鉱区の着手を延期または事業の休止をすることをいう。

本改正においては、探掘権について最も多く、試掘権について二番目に多い事業着手延期及び事業休止の事由である上記の「順次開発」の問題について、市況変動を見極めながら開発を検討すること等が「順次開発」の事由として読み込まれることのないように、稼行している鉱区と同一鉱床に存する鉱区の事業着手を延期または事業を休止する場合についてのみ認めることとするという原則が導入された。かかる原則の導入の理由について、前記の経済産業省の公告文では、『市況変動を見極めながら開発を検討する』との事由を鉱物の合理的開発に資すると認めてきた結果、長年に亘り休眠状態の鉱区を数多く存続させている実態がある以上、新たな開発を期待し難く、他の事業者の参入を阻害している可能性がある。また、石油・天然ガス開発において市況リスクは常に伴うものであり、かかる事由を『やむを得ない』と見なすことは適当ではないとの説明がされている。

4. 留意点

上記の、試掘権の延長許可及び鉱業権に関する事業着手延期及び事業休止認可に係る運用の見直しを受けて、特定鉱物にかかる既存の鉱業権者においては、以下の点に留意する必要があると考える。

まず、特定鉱物の試掘権保有者に関しては特に、本改正によって、試掘権の延長許可申請にあたって、文献調査の実施をしただけでは延長の許可が下りないという点についての認識が重要である。試掘権に基づく作業が文献調査に留まっている場合には、上記のとおり、地質データの解釈作業や取得データのコンパイル作業などが進捗しているということについて、客観的な資料で説明する必要が生じる。

次に、特定鉱物の探掘権の保有者に関しては、これまではわりと柔軟に認められていた事業着手の延期または事業休止の事由である「順次開発」について、単に市況の変動を見極めたいということを経由とする着手の延期または休止については、本改正によって、極めて困難となったという点に留意が必要となる。



こんの ひろやす
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.konno@jurists.co.jp

2007年 ニューヨーク州弁護士登録。2014年より日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。2012-2015年 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構総務部戦略企画室出向。現在、日本EU間LNG覚書に基づく専門家部会のメンバー。



おおつき よしあき
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.otsuki@jurists.co.jp

2012年 ニューヨーク州弁護士登録。2015-2017年 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 出向、2012-2014年 新日鐵住金株式会社 法務部国際法務室 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所、2011年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2004年 東京大学法学部卒業 当事務所入所。近時の著書に「LNGの売買契約(SPA)の主要条項について」(石油開発時報No.190)

当事務所の資源/エネルギープラクティスチームは、石油、天然ガス、石炭、銅、金属鉱物等の資源の探鉱、開発および生産の上流、LNG、原油、石炭、銅精鉱等の調達等の中流、ならびに発電事業(火力・再生可能エネルギーを含む)、電力ガスの小売等の下流まで、関連する契約・法律問題についてワンストップでリーガルサービスを提供しています。